

第1章 国際機関等における取組み

1 国際連合及び国際労働機関(ILO) —————

(1) 背景及び概要

1993年から2003年までの10年間に、若年人口は10.5%増加したものの、若年就業者数の増加は0.2%にとどまっている。その結果、若年就業率は47.0%に低下した。こうした傾向は、より長く学校教育にとどまり、就業を遅らせる若者が増えていることの現れでもある。

しかしながら、失業率を見ると、11.7%から14.4%という高水準に達しており、約8,800万人に上る若者が仕事を持たない状況にある。さらに、25歳以上の失業率と比較すると、若年失業率は3.5倍にも達しており、若年者は、相対的に見ても厳しい環境に置かれていることがわかる(表1-12)。

また、仕事の質という面においても、若年者は厳しい状況にある。世界の若年者の大部分がインフォーマル経済^(注1)で働いているとされる。アフリカでは全ての新しい職業の93%、ラテンアメリカではほとんど全ての新たに創出された職業(若年労働市場への新規参入者)がインフォーマル経済に属している。こうした若年労働者は、多くの場合劣悪で不安定な労働条件下で、社会保護を受けられず、また団体交渉を利用できず、低賃金で長時間働いている^(注2)。

〈表1-12〉世界の若年者(15~24歳)の人口、就業、失業等の動向(1993年及び2003年)

	1993	2003	(人、%、倍)
若 年 人 口	10億1,187.4万人	11億1,809.8万人	10.5
若 年 就 業 者 数	5億2,514.2万人	5億2,606.0万人	0.2
若 年 就 業 率	51.9	47.0	—
若 年 失 業 者 数	6,954.2万人	8,819.5万人	26.8
若 年 失 業 率	11.7	14.4	23.1
25歳以上の失業率に対する若年失業率の比率	3.1	3.5	—

資料出所 ILO “Global Employment Trends for Youth” 2004年8月

こうした状況を踏まえ、ILOは、若年雇用の実態把握に努めるとともに、総会や地域会合等において、若年雇用問題に関する議論を重ね、若年雇用問題の解決に向けた道筋を示し、若年者がディーセント・ワーク

(decent work)^(注3)を通じてその能力を発揮できる社会を実現するため、若年雇用ネットワーク(YEN)(後述)等を通じて、若年雇用問題に対する世界的な取組みを推進している。

また、国際連合も若年雇用問題を重視している。2000年9月に開催されたミレニアム・サミットにおいて採択された「ミレニアム宣言」では、「全ての地域の若者に適切かつ生産的な仕事を得る真の機会を与えるような戦略を策定し実施することを決意する」として、若年雇用問題の解決に向けて国際社会が積極的に取り組んでいくことが確認された。これは、その後の「国連ミレニアム宣言を実現するためのロードマップ」により具体化され、若年雇用ネットワーク(YEN)の創設に結びついている。

(2) 具体的な取組み

a 若年雇用ネットワーク(YEN)

(a) 概 要

若年雇用ネットワーク(YEN)は、国連、世界銀行、ILOの連携によって生まれ、事務局はILO事務局に置かれている。YENは、若者雇用の課題にグローバル・国・地方レベルで取り組むことを目的としており、若者雇用に関する国家行動計画の策定を推進している。

(b) 沿革及び活動

2000年3月、アナン国連事務総長は、ミレニアム・サミット^(注4)に向けたレポート「We the Peoples」を発表した。この中で、若年雇用問題への新たな取組方法を模索するため、世界銀行やILOのトップとともに、民間などから創造力のあるリーダーを集めたハイレベルな政策ネットワーク(後に“Youth Employment Network (YEN)”として発足)を設置し、政策提言を行うよう求めることを明らかにした。

2000年9月に開催されたミレニアム・サミットにおいて採択された「ミレニアム宣言」では、「全ての地域の若者にディーセントかつ生産的な仕事を得る真の機会を

与えるような戦略を策定し実施することを決意する」として、若年雇用問題の解決に向けて国際社会が積極的に取り組んでいくことが確認された。

2001年7月、ミレニアム宣言を実現するために設置された12人のリーダーや専門家で構成されたYENの第1回ハイレベル・パネル会合がジュネーブで開催された。国際連合、世界銀行及びILOはYENの中核的パートナーとなった。

2001年9月、国連のアナン事務総長は、国連総会にYENのハイレベル・パネルが作成した4つのE(エンプロイアビリティ(Employability)^(注5)、機会均等(Equal opportunity)、起業家精神(Entrepreneurship)、雇用創出(Employment creation))に焦点を置いた勧告を提出した。勧告の中で、各国に若年雇用に関する行動計画の策定などを求めており、事務総長は、各国にこれを策定するよう勧奨した。また、事務総長は、この勧告を実施するため、ILOが指導的役割を果たすよう依頼した。

2002年、YENのハイレベル・パネルは、4つのEについてそれぞれワーキング・グループを設置した。2003年6月に開催された第2回ハイレベル・パネル会合では、ワーキンググループの報告書等に基づき、2003～2005年の雇用政策に関する勧告を公表した。

その後、2つの国連総会決議(2002年12月に採択された「若年雇用の推進に関する決議」及び2004年1月に採択された「若者を関与させる政策及び計画に関する決議」)に応え、現在^(注6)までに17か国(アゼルバイジャン、ブラジル、コンゴ、エジプト、エクアドル、インドネシア、iran、ジャマイカ、マリ、ナミビア、ナイジェリア、ルワンダ、セネガル、スリランカ、シリア、ウガンダ及びイギリス)が「主導国」として国家計画の策定に名乗りをあげ、自国での経験を開示することとなった。

2003年8月には、最初の(若年雇用に関する)国家行動計画となるインドネシア国家若年雇用計画が立案された。

2004年9月、第3回ハイレベル・パネル会合が開催され、主導国の活動に対する評価等が行われた。また、この会合では、大規模な国際又は地域の若年者組織の代表からなるYENの若年協議会(Youth Consultative Group)が発足した。

b 第86回ILO総会(スイス・ジュネーブ、1998年6月)^(注7)

(a)概要

1998年6月2日から18日にかけて、第86回ILO総会がスイスのジュネーブにおいて開催され、若年雇用問題が議論された。この中で、多くの国で、若年者(特に15～24歳)の労働市場への参入が困難になっており、これは社会の平和に対する脅威となるのみならず、個人や社会全体の発展にとっても障害となりうるとの認識のもと、①社会の発展及び経済成長、②教育及び訓練へのアクセスを容易にすること、③持続的な雇用機会を創出することなどが提起された。

(b)若年雇用に関する決議(概要)

- ア 加盟国、使用者、労働者、及び労使団体に対し、次の内容を要請する。
 - (ア)バランスのとれた経済成長戦略を実施すること
 - (イ)若年者のために雇用の機会を創出するため、新たな創造的政策とプログラムを検討すること
 - (ウ)不利な状況にある若者のため、教育の質の改善及び高等教育へのアクセスに焦点を当てた基礎教育への投資を拡大すること
 - (エ)学校卒業時に、潜在能力を發揮し、社会福祉や経済・企業のニーズに貢献しうるだけの一般的な教育及びバランスの取れた資格と技能を身につけていることを目的とした施策を講ずること
 - (オ)若年者の学校から職場への移行及び職場並びに生涯にわたる学習の基礎となる一般的かつ流用可能な技能の獲得を促進するため、職業訓練やカウンセリングが、労働市場の需要に応じて実施されるようすることを目標とする施策を講ずること
 - (カ)教育や職業訓練プログラム等の決定について、使用者や労働者、それぞれの団体がこれまでよりも一層参加すること
 - (キ)社会的責任、自発性及び協力の感覚を育むことに関する、教育や若年組織の役割を踏まえた上で、若年政策を促進し、支持すること
 - (ク)若年者が職場の内外における教育や訓練の機会を活用できるようにするため、より柔軟な就業を推進すること
 - (ケ)若年者の雇用に対する障害を確認するとともに、雇